

愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の概要（案）

1 計画趣旨

本県の高齢者を取り巻く状況や今後の高齢化の更なる進展等を見据え、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年に向けた中長期的な視野に立って、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」に掲げる「施策 21 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現」を踏まえ、高齢者施策の目指す方向を示す総合計画として策定する。

【計画の位置付け】

この計画は、次のとおり法律に基づく計画で、両計画を一体的に策定する。

- 愛媛県高齢者保健福祉計画・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく計画（健康づくり・介護予防の施策等を盛り込んだ、地域における高齢者保健福祉事業に関する総合計画）
- 介護保険事業支援計画・介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく計画（市町の介護保険事業計画を取りまとめて県の支援策を盛り込んだ計画）

2 計画期間

平成 30 年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間

3 高齢者保健福祉圏域

宇摩、新居浜・西条、今治、松山、八幡浜・大洲、宇和島（二次保健医療圏と同じ6圏域）

4 計画の体系 <高齢者保健福祉計画>（全ての高齢者を対象とする政策目標等）

【政策目標】

高齢者が健康長寿を実感し、地域において愛顔（えがお）で暮らせる共生社会づくり

【施策の目指す方向】

(1) 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 健康寿命の延伸への取組
健康づくりの取組の推進、地域保健体制の整備② 社会参加の促進と生きがいづくり
社会参加の促進と就業支援、生きがいづくりの推進③ 地域共生社会の推進
地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進 |
|--|

(2) 高齢者の自立に向け、地域で共に支え合う社会づくり(地域包括ケアシステムの深化・推進)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
保険者機能の強化、介護予防・生活支援体制整備の推進、地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進② 在宅医療・介護連携の推進
医療・介護提供体制の構築、医療と介護の連携強化、在宅医療・介護連携推進事業への支援、リハビリテーションの推進③ 認知症高齢者への支援
認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症対策の強化、認知症の人の介護者への支援 等④ 高齢者への生活支援の推進
生活支援、NPO・ボランティアをはじめとする多様な主体との協働、生活困窮者等への支援 |
|--|

(3) 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

- ① 高齢者の住まいの確保
高齢者の住まいの確保・充実、多様な施設等サービスの提供、住環境の整備
- ② 安全な暮らしの確保
犯罪被害の防止・交通事故対策、災害時の対策、人にやさしいまちづくりの推進
- ③ 高齢者の権利擁護の取組
高齢者虐待防止対策の推進、成年後見制度・権利擁護事業の充実、介護サービス事業者における環境整備、介護保険施設等における環境整備

(4) 介護保険制度を支える仕組みづくり

- ① 介護サービス提供体制の充実及び質の向上
介護基盤等の整備・充実、介護サービス情報の公表、介護等サービス評価の取組の推進、介護サービス事業者等に対する指導監督の実施
- ② 介護人材の確保・資質の向上
介護人材確保の取組、多様な専門職の確保等、在宅介護を担う家族等の支援
- ③ 公平で適正な介護給付の推進
要介護認定の公平性の確保・適正な実施、介護給付の適正化の推進（第4期愛媛県介護給付適正化計画）等
- ④ 介護サービス利用者等に対する支援
関係機関が連携した苦情処理体制等の強化、福祉サービスの苦情解決、低所得者対策の一層の充実、共生型サービスの推進等（障害福祉サービスとの連携）

5 自立支援等に向けた取組・達成目標

平成29年の介護保険法改正により、市町が保険者機能を発揮して、高齢者の自立支援・重度化防止、介護給付の適正化に取り組むよう、県は市町の取組を支援するための取組や目標を本計画に記載するとともに、目標の達成状況を調査・分析、評価し、公表することとされた。

本計画における達成目標（数値目標）は、市町に対する自立支援・介護予防等につながる研修会の開催回数や、ケアプランの適正化に向けたアドバイザーを派遣する市町数などを設定する。

6 介護給付等対象サービスの見込み等 <介護保険事業支援計画（第7期）>

※次の(1)～(4)の各表の数値は、平成30年1月29日時点の市町計画の数値の積上げ（暫定値）

(1) 居宅サービス等・施設サービス量の推計

各市町が、サービスの利用実績や人口動態による自然体推計に加え、各種調査の結果等に基づく今後の需要見通しなどを踏まえたうえで見込んだサービス量を推計。

【標準的居宅サービスの供給量（年間）】

サービス種類	単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
① 訪問介護	回	3,793,775	3,907,094	4,033,285	4,652,848
② 訪問入浴介護	回	37,223	37,768	39,240	43,723
③ 訪問看護	回	582,732	610,987	635,418	662,347
④ 訪問リハビリテーション	回	106,973	116,260	125,486	135,076
⑤ 居宅療養管理指導	人	83,220	85,788	88,488	102,648
⑥ 通所介護	回	2,090,183	2,145,752	2,211,418	2,482,045
⑦ 通所リハビリテーション	回	753,139	780,246	808,046	897,115
⑧ 短期入所生活介護	日	746,628	795,109	833,480	972,487
⑨ 短期入所療養介護(老健、病院等)	日	92,053	95,518	99,236	107,819
⑩ 特定施設入居者生活介護	人	33,228	34,092	34,824	35,580
⑪ 福祉用具貸与	人	278,676	288,840	298,848	331,572
⑫ 特定福祉用具販売	人	4,992	5,112	5,268	5,712
○ 住宅改修	人	4,824	5,136	5,508	6,120
○ 居宅介護支援	人	436,008	447,108	458,316	497,256

【地域密着型サービスの供給量（年間）】

サービス種類	単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	4,668	5,664	6,816	7,788
② 夜間対応型訪問介護	人	1,524	1,668	1,836	1,944
③ 認知症対応型通所介護	回	92,108	93,548	96,572	105,846
④ 小規模多機能型居宅介護	人	22,848	24,216	26,316	30,180
⑤ 認知症対応型共同生活介護	人	61,680	62,928	64,632	65,304
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	348	348
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	15,792	16,260	17,028	17,268
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	人	2,364	3,036	3,744	4,272
⑨ 地域密着型通所介護	回	703,318	759,181	811,348	1,071,730

【介護保険施設サービスの供給量（年間）】

サービス種類	単位	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
① 介護老人福祉施設	人	75,936	76,956	78,696	80,568
② 介護老人保健施設	人	62,820	63,660	63,816	64,260
③ 介護医療院	人	1,440	2,328	2,340	8,976
④ 介護療養型医療施設	人	8,544	7,080	7,080	—

【介護予防サービスの供給量（年間）】

サービス種類	単位	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
① 介護予防訪問入浴介護	回	236	293	293	349
② 介護予防訪問看護	回	150,764	173,234	192,846	225,190
③ 介護予防訪問リハビリテーション	回	15,752	16,264	17,311	20,558
④ 介護予防居宅療養管理指導	人	6,216	6,528	6,792	7,236
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	人	28,920	30,624	32,316	34,932
⑥ 介護予防短期入所生活介護	日	14,910	15,973	16,996	22,108
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健、病院等)	日	1,320	1,405	1,516	2,338
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	人	6,072	6,216	6,240	6,576
⑨ 介護予防福祉用具貸与	人	104,916	112,668	120,636	138,084
⑩ 特定介護予防福祉用具販売	人	2,532	2,604	2,652	2,856
○ 住宅改修	人	3,432	3,600	3,876	4,464
○ 介護予防支援	人	146,928	150,048	153,540	158,016

【地域密着型介護予防サービスの供給量（年間）】

サービス種類	単位	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
① 介護予防認知症対応型通所介護	回	1,621	1,621	1,621	1,921
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	人	3,324	3,672	4,008	5,412
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	人	636	720	732	816

(2) 標準給付費等の推計

介護保険料算定の基礎となる標準給付費（介護サービス費用から利用者負担を除く分）については、平成 32(2020)年度は 30 年度に比べて、8.7%増加する見込み。

【標準給付費】

(単位：千円)

	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
標準給付費見込額	142,737,625	148,654,277	155,214,732	167,901,375
総給付費	133,822,753	139,414,913	145,673,427	156,911,239
特定入所者介護サービス費等給付額	4,942,936	5,061,078	5,131,924	5,330,185
高額介護サービス費等給付額	3,270,461	3,449,691	3,649,915	4,749,096
高額医療合算介護サービス費等給付額	532,230	552,785	576,272	690,379
算定対象審査支払手数料	169,245	175,809	183,194	220,476

【地域支援事業費】

(単位：千円)

サービス種類	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
地域支援事業費	7,998,370	8,487,621	8,761,794	9,072,811

(3) 介護保険施設等の整備方針等

高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で日常生活を営むことが継続できるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実のほか、在宅と施設の連携などによる地域における継続的な支援体制の整備を図るとともに、療養病床を有する病院又は診療所に入院している患者の状態に即した介護給付等対象サービスを提供する体制整備を進める。

【介護保険施設等の整備目標総括表】（療養病床等からの転換分を含む）（単位：床数）

サービス種類	平成 29 (2017) 年度末 整備見込数	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	整備数
広域型特別養護老人ホーム (定員 30 人以上) ※1	6,282	6,342	6,422	6,512	230
介護老人保健施設	5,276	5,352	5,352	5,352	76
医療療養からの転換分	51	67	67	67	16
介護療養からの転換分	133	193	193	193	60
介護医療院	—	131	187	187	187
医療療養からの転換分	—	96	96	96	96
介護療養からの転換分	—	35	91	91	91
老健からの転換分 ※2	—	0	0	0	0
介護療養型医療施設	733	522	466	466	△267
地域密着型特別養護老人ホーム (定員 29 人以下) ※3	1,172	1,317	1,375	1,433	261
介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	0	0	0	29	29
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	[5,166]	[5,220]	[5,355]	[5,463]	[297]
医療療養からの転換分	[18]	[18]	[18]	[18]	[0]
介護療養からの転換分	[9]	[9]	[9]	[9]	[0]

(注) 療養病床等からの転換分及び認知症高齢者グループホームについては、整備見込数を記載

※1：介護老人福祉施設

※2：平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに療養病床から転換して許可を受けた介護老人保健施設からの転換分に限る。

※3：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位：床数)

サービス種類	平成 29 (2017) 年度末 母体施設 定員見込数	平成 32 (2020) 年度 必要利用定員総数	係数	平成 32 (2020) 年度 母体施設定員	整備数
混合型特定施設	3,623	2,506	圏域ごとに 50%~70%	3,995	372

(注) 「介護専用型特定施設」は要介護者のみ、「混合型特定施設」は要介護者以外も入居できる有料老人ホーム等。「係数」とは、母体施設の定員に対するサービス（介護給付）利用者の割合。

(4) 第 7 期計画期間の介護保険料

県平均（月額・加重平均）は、第 6 期より 6.2% 増の 6,372 円となる見込み。

【第 7 期計画期間における 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）の介護保険料基準額】

	第 6 期 (平成 27~29 年度)	第 7 期 (平成 30 (2018) ~ 32 (2020) 年度)		【参考】 平成 37 (2025) 年度
	保険料	保険料	増減率 (6 期→7 期)	保険料
第 1 号保険料基準額 県平均 (月額・加重平均)	5,999 円	6,372 円	6.2%	8,316 円